

個別施設計画

施設ごとの方針及びマネジメント期等一覧

（５）産業系施設

(5) 産業系施設

◆総合管理計画基本方針（施設類型ごとの管理に関する基本的な方針）

○施設の現状を把握し、老朽化、利用頻度の低い施設及び近傍に類似施設がある場合は、複合化・集約化等を検討する。

◆施設ごとの方針及び計画期間一覧

[illegible]

◆個別施設計画

(1) 施設概要

施設名称	北塩屋漁民センター	所属課	農林水産課
大分類	産業系施設	小分類	産業系施設
所在地	塩屋町北塩屋1122	総延床面積 (㎡)	369.00
設置目的・役割	地域における漁民の生活向上と生産活動の高揚に資するため。		
根拠条例	御坊市漁民センター設置及び管理条例		

(2) 施設を構成する主な建物及び更新等推計費用

建物名・棟名	延床面積 (㎡)	構造	建築年月日	建築後30年後 大規模改修費 (千円)	建築後60年後 建て替え費 (千円)
集会所	369.00	鉄筋コンクリート	1983/3/1	92,250	147,600

(3) 施設老朽化判定 (主な建物のみ表示)

現地 (目視) 調査による建物老朽化判定					
屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	電気設備	機械設備	健全度
B	B	B	B	B	75

(4) 実施計画

	実施年度	主な工事業名称	工事業費 (千円)
施設に係る 主な工事業 (予定含む)			
管理上の課題	建築後は、漁協連絡所として利活用されていたが、現在は廃止され漁協購買品の保管庫としての利用と地元祭礼時(北塩屋区)に休憩所として年間2週間程度利用されている。施設は、漁協を指定管理者としており、これまで大規模修繕は行っていない。利用頻度が低く投資効果も見込まれない状況であることから処分等について検討を要する。		
今後のあり方	施設の処分又は譲渡等を検討する必要があるが、底地が海浜地であり民間への譲渡が困難であることと、築造にあたって国庫補助事業を活用しており、法定耐用年数が経過しない間に施設の除去・解体等をする場合、補助金の返還が必要となるケースもあることから、耐用年数を考慮した対応について検討を行う。		
方針	5	施設の除却・解体等の検討を行う。	マネジメント期 5

(5) 施設を構成する主な建物または劣化箇所

集会所		内部	
外部 (軒天)		内部	

◆個別施設計画

(1) 施設概要

施設名称	名田漁民センター	所属課	農林水産課
大分類	産業系施設	小分類	産業系施設
所在地	名田町上野1529	総延床面積 (㎡)	239.00
設置目的・役割	地域における漁民の生活向上と生産活動の高揚に資するため。		
根拠条例	御坊市漁民センター設置及び管理条例		

(2) 施設を構成する主な建物及び更新等推計費用

建物名・棟名	延床面積 (㎡)	構造	建築年月日	建築後30年後 大規模改修費 (千円)	建築後60年後 建て替え費 (千円)
集会所	239.00	鉄筋コンクリート	1983/3/1	59,750	95,600

(3) 施設老朽化判定 (主な建物のみ表示)

現地 (目視) 調査による建物老朽化判定					
屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	電気設備	機械設備	健全度
C	B	B	B	B	72

(4) 実施計画

	実施年度	主な工事業名称	工事業費 (千円)
施設に係る 主な工事業 (予定含む)			
管理上の課題	建築後は、漁協連絡所として利活用され、現在も平日の午前中は連絡所として機能している。施設は漁協を指定管理者としており、これまで大規模修繕は行っていない。近年、漁業者の減少により利用頻度が低下しつつある。また、施設も老朽化が進み修繕等の検討が必要である。		
今後のあり方	現状、漁協連絡所として利活用されており、また、底地所有者が指定管理者の漁協であることから、漁協への売却・譲渡等の検討を行い、市の維持管理コストの削減を図る。また、施設の築造には国庫補助事業を活用しており、売却・譲渡等を行う場合には財産処分の手続きが必要であるため、併せて検討を行う。		
方針	4	売却や譲渡等の検討を行う。	マネジメント期 1

(5) 施設を構成する主な建物または劣化箇所

集会所		屋根・屋上 (下屋)	
内部		内部	